

## 電子入札システム導入及び管理運營業務に係る受注者選定方法

### 1 採点方法

選定委員6名が採点を行うこととし、審査表により、審査項目ごとに審査基準に基づき採点を行う。選定委員の採点は、1人当たり、合計80点の配点とする。なお、総得点は、あらかじめ事務局が採点した得点も含めることとし、合計100点とする。

### 2 審査項目及び配点

審査表(別紙)のとおりとする。

業務実績、機能要件確認、見積金額については、審査基準に基づき、あらかじめ事務局において、提出書類を確認、採点を行うものとする。

### 3 恣意的評価の排除

得点の集計方法は、恣意的な評価が選定に反映されないようにするため、(1)～(4)のとおり取り扱う。

- (1) 選定委員が審査表に基づき各細番ごとに付けた採点の合計を得点とする。ここに、事務局が採点したものを含まない。
- (2) 選定委員全員の得点の合計をその人数で除して、平均点を算出する。算出した平均点の±50%を超えたものについては、異常値と判断して、今回の審査対象から除外する。
- (3) 上記(2)の後、平均点を算出したものが、選定委員の得点とする。
- (4) (3)に事務局が採点したものを加えて提案者の総得点とする。

### 4 採用の合否

提案者が3の方法により得た得点から、受注者に選定するか否かの判断をする。判断が割れた場合は、選定委員全員による多数決で決定するものとし、同数の場合は、委員長が合否の決定をするものとする。

### 5 受注者の決定

4において、採用が決定された場合は、そのものを受注者として、契約締結をする。

なお、審査会の結果、受注者がいない場合においても、これをもって当受注者選定委員会の所管事務を終えたことにする。